鹿島郡

一六八五

伊田村之內白石分拾四貫六百文令,扶持,候。可,爲,知行,者

大正八年 大正八年

也

連展 龍

小林小左衛門尉殿

在判

(伊田の邑名は今存せず。 羽咋郡邑知院に在り。) 然れども白石又は白瀬は

【荻野文書】

島郡小田中等の地を扶持す。

十一月廿二日。長連龍、荻野孫平兵衞尉に、

鹿

一六八六

畠·藤井村之內土田端貳貫五百文、 小田中村之內星名彌六分拾八貫文·黑地淵倉分五貫文、高 但開出於有之者、 仍如件。 貳十五貫文之外者可」爲,算用,候者 合貳十五貫文令,扶持

天正八年

荻野孫平兵衞尉殿

連食 在判

十二月廿五日

長盛に之書翰、天正八年十二月廿五日一通。筒井內記。 (上包の筒井内記は鳳至郡大澤村に住したる加賀藩 の十村なり。)

天正九年 辛巳

皇紀二二四一

の禮物を贈れるを謝す。 正月朔日。織田、信長、溫井景隆等に、その年始

酒 井文書】鳳至郡

一六八九

爲。年甫之祝詞、銀子百兩丼鰤三侯到來、(際) 猶菅屋九右衛門尉可」申候也。 早々怨情喜入候。

日

信織田 長 在印

【筒井文書】鳳至郡

一六九〇

爲,改年之御祝儀、銀子十枚,鰤三御進上、則披露申候。早々 御祝着之趣、相,見 御內書,候。 正月二日 (天正九年) 高悅存候。萬吉追々可』申述,候。 隨而私に同五枚被,懸,御意 長量類

在判

島郡黒氏村の代官職たらしむ。 十一月廿七日。 長連龍 關吉右衛門をしてい

鹿

長 文書 金澤

尚々盆之あらそい、最前櫻井二

一へ上候。

一六八七

貫之地代官職申付候。不作以下之儀者、相,立檢使,可,申付 就"上洛,金子壹兩三分馳走、神妙候。然者、黑地村六十三 幷扶持方貮十貫可、致,所納,候也。

天正八年十一月廿七日 連長仍如件。

在判

關吉右衛門殿

歳末の禮物を贈れるを謝す。 十二月廿五日。織田信長、 温井景隆等に その

【中谷文書】 鳳至郡

一六八八

衛門尉可」申候也。 爲一歲末之祝儀、綿卅把到來候。懇志悅入候。猶菅屋九右

織田右府信長公より能州温井備前守景隆・三宅備中守(後)と包) (後)

【酒井文書】鳳至郡

一六九一

尚以御出仕之儀、片時茂御急可、被、成候段、九右衞門尉 可爲尤旨申事候。以上。

如御書 惶謹言。 領、謹而頂戴候。委曲田屋武兵衞殿可、被、仰候。目出度、恐 露仕候之處ニ、御報ニ委被、申候つる。 に候訖。爲一御祝儀、九右衞門尉方へ銀子五拾兩給候。則披 改年之御吉兆千秋萬歲目出度、彌何事茂思召儘 次私へ銀子三枚拜

正(天正九年) (温井備中景隆) (温井備中景隆) (温井備中景隆) 樣

> 吉越小兵衞) 在

盛に與へたるものなるべし。) (第一通・第二通宛所を缺けども亦溫井景隆・三宅長

情を報ず。 二月廿九日。 柴田勝家、 温井景隆に 上 一國の事

正 九 年

天